○厚生労働大臣臨時代理解職

国務大臣　松本　洋平

厚生労働大臣上野賢一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十二月十四日）

（経済産業省経済産業政策局産業構造課長）経済産業事務官　中村　智

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（十二月十五日）

内閣府

中原　亮一

証券取引等監視委員会委員長に任命する

加藤さゆり（高田さゆり）

橋本　尚

証券取引等監視委員会委員に任命する（各通）（以上十二月十三日）

叙位・叙勲

○叙位

（名古屋大学名誉教授）

従四位に叙する（各通）

水谷伸治郎　水口　道夫

正五位に叙する　秋山　泰輔　植松　和夫　島田　義委　鈴木　正宏

従五位に叙する（各通）　内田　衛　梅津　威　相馬　貞夫　成瀬　惇朗

正六位に叙する（各通）　雨谷　保夫　井上　滿博　大格　秀夫　河崎　聰　杉下　功　田崎　伸幸　濱口　裕　明瀬　勉　柳町　宇一　山口　尚登

従六位に叙する（各通）　小黒　憲昭　小林　節夫　木村　孝子　生井澤　尚　村井　達

正七位に叙する（各通）　鎌倉　利隆　寺西　忠幸　奥田　省一　大内　久雄　今尾　孝夫　菊地　正紀　戸崎　雅文

（千葉県警部）　杉安　元樹　真下　純夫

従七位に叙する（各通）（以上十一月十日）

（新潟大学名誉教授）　熊西　敏郎

従四位に叙する　内田　政三　吉田　豊

正五位に叙する（各通）　浅見　伯喜　奥村　繁雄　田原　清孝

従五位に叙する（各通）　岡島　正男　宮坂　芳文　水野　紘　吉田　幸民

正六位に叙する（各通）　板橋　聰　伊藤　俊三　大田　友一　川野　三郎　高橋　信夫　馬場　重利　森崎　敦　山下　清臣

従六位に叙する（各通）

（埼玉県巡査部長）　高橋　祐貴

正七位に叙する　糸川　勇　村上　貢

従七位に叙する（各通）（以上十一月十一日）　島野　穹子　三浦　正司

正五位に叙する（各通）　國田　利明　三浦　隆

従五位に叙する（各通）　池田　有宏　濱本　國光　東海林康邦　東　増夫

正六位に叙する（各通）　岡田　浩二　武田　恭一　長友　充廣　山室　和生　田村　晃

従六位に叙する（各通）　運天　克子　癸生川　博

正七位に叙する（各通）　西崎　和夫

従七位に叙する（以上十一月十二日）　芝　博一

従三位に叙する（十一月十五日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（十一月十二日）

（名古屋大学名誉教授）　河合　恭弘

旭日単光章を授ける（各通）（十一月十一日）　富澤　孝明　久野　文夫

瑞宝中綬章を授ける　水谷伸治郎

瑞宝小綬章を授ける（各通）　植松　和夫　村井　達　秋山　泰輔　内田　衛　大格　秀夫　杉下　功　戸崎　雅文

瑞宝双光章を授ける（各通）　今尾　孝夫　濱口　裕　真下　純夫　柳町　宇一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十日）

（新潟大学名誉教授）　熊西　敏郎

瑞宝中綬章を授ける　浅見　伯喜

瑞宝小綬章を授ける　伊藤　俊三　内田　政三　高橋　信夫　水野　紘　宮坂　芳文　山下　清臣

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十一月十一日）　運天　克子　岡田　浩二　癸生川　博　長友　充廣　三浦　正司

瑞宝双光章を授ける（各通）　佐々木勝美　西崎　和夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、バーレーンの国祭日につき、十二月十五日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から十一月七日カンボジア国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十日御答信があった。

天皇陛下から九月十九日マルタ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十六日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十一月十四日ベルギー国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十一日御答電があった。

天皇陛下から十一月十九日オマーン国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十二月三日御答電があった。

官庁事項

官庁報告

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十七日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 占用を制限する区域　越谷市大成町六丁目五九番三から埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東四四五番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十八日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

備考